

高情審答申第4号

平成24年9月27日

高松市上下水道事業管理者 殿

高松市情報公開審査会

会長 藤本邦人

行政文書の一部公開および非公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成23年11月14日付け高水浄水第121号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

高松市上下水道事業管理者（以下「実施機関」という。）が一部公開および非公開とした処分のうち、別表の「1」、「2-(1), (2), (4), (6)」、「4-(1), (4)」、「5」、「7-(2)」、「11」、「13」、「14-(2)」、「15-(1), (5), (6)」、「16」、「18」、「19」、「20」、「21」および「22-(1), (4)」については、処分を取り消し、公開すべきである。

なお、本件において実施機関が非公開とした「香川中央地域地下水利用対策協議会地下水位観測結果」のうち、昭和50年度から平成21年度までの高松平野地域の地下水位のグラフ、観測地点名および所在地については、実施機関において、平成24年1月19日付け（高水浄水第216号）ほかによる変更の決定により既に異議申立人に公開されており、当該部分に係る異議申立てについてはその利益が無いため、却下相当である。

その余の異議申立ては棄却すべきである。

2 公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）に基づき実施機関に公開請求した行政文書の内容、それに対する実

施機関の決定および異議申立ての経過は次のとおりである。

(1) 請求の内容

- ア 1年前の第28回香川中央地域地下水利用対策協議会（以下「協議会」という。）で会の情報全てを包括的に外部秘とする決議文
- イ 協議会6月1日第29回会議の資料（30枚）、1年前第28回の会の情報の全て、会のこれまでの全ての文書

(2) 経過

- 平成23年7月28日：請求人からの行政文書公開請求書を受付
- 平成23年8月10日：期限を延長する決定を通知
- 平成23年8月25日：実施機関が一部公開および非公開を決定
- 平成23年9月5日：請求人からの異議申立書を受付
- 平成23年10月24日：異議申立の補正を受理

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

「この決定は、違法、不当、不正なので、即全面開示するべし。」

4 実施機関が非公開とした理由（却下相当部分の内容を除く。）

実施機関が一部公開、非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

(1) 1年前の第28回協議会で会の情報全てを包括的に外部秘とする決議文

協議会の第28回会合においては請求にかかる決議を行った事実はなく、また文書も受領していないことから、行政文書不存在であり、非公開が相当である。

(2) 協議会6月1日第29回会議の資料（30枚）、1年前第28回の会の情報の全て、会のこれまでの全ての文書

ア 過去に開催された協議会総会の議案書等のうち、平成16年度（第22回）以前のもの

対象となる行政文書は廃棄済みであり、非公開が相当である。

イ 平成17年度（第23回）以後の議案書等

- (ア) 平成17年度から平成23年度までの「目次」の記載事項，「総会次第」の記載事項，平成17年度の各種資料の送付について（平成17年10月26日付け）の「記」以下の記載事項

非公開とした部分は，議案書等に添付された資料の文書名である。

これらが公になれば，協議会の総会での審議事項が公になり，今後の協議会の活動に支障を及ぼすおそれがあることから，条例第7条第2号に該当し，非公開が相当である。

- (イ) 平成16年度から平成22年度までの「事業報告書」の記載事項，および平成17年度から平成23年度までの「事業計画書（案）」の記載事項

非公開とした部分は，協議会が前年度で実施した事業，および当該年度で実施する事業の概要である。

これらは協議会が事業活動を行う上での重要な内部管理に関する情報であり，どのような事業を実施しているかは，協議会会員の地下水の取水に関する方針の決定にかかわる重要事項であるので，これらの情報を公表するか否かは，協議会が自らの業務の関わりの中で自主的に決定すべきことであり，これらの情報が公になれば，協議会の自主的な運営に支障を及ぼすおそれがあることから，条例第7条第2号に該当し，非公開が相当である。

- (ウ) 平成16年度から平成22年度までの「収支決算書」のうち「(1)収入の部」の市町，県負担金を除くすべての記載事項，平成17年度から平成23年度までの「収支予算書（案）」のうち，「(1)収入の部」の市町，県負担金を除くすべての記載事項，平成18年度から平成23年度までの「会費及び負担金割当方法」のうち，「(2)負担金（年額）」を除くすべての記載事項

非公開とした部分は，協議会の経理状況を示す予算額，決算額および会費に関する情報である。

これらは協議会の会員である地域内の地下水利用者である民間の団体および事業者（以下「民間会員」という。）が負担する会費に関する情報，事業の実施に要する経費，および決算の監査結果に関する協議会の内部情

報であり、民間会員の意思と無関係に公にすれば、協議会の自主的な運営に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第2号に該当し、非公開が相当である。

- (エ) 平成18年度から平成23年度までの「会員名簿」および平成17年度の各種資料の送付について（平成17年10月26日付け）の「会員名簿」のうち、「1. 国，県，市，町会員」と、平成17年度から平成19年度の「4. 賛助会員」，および平成19年度から平成23年度までの「役員及び地区委員会委員名簿」のうち、会長を除くすべての記載事項

非公開とした部分は、国，県，市町を除く民間会員名，所在地，代表者，事務取扱者，連絡先電話番号を記載した名簿である。

協議会では地下水利用の適正化を推進するために、協議会会員の理解と協力のもと地下水の取水量を自主的に制限しているが、これらの情報が公になると、民間会員に圧力がかかるなど社会活動の自由が損なわれ、協議会からの離脱を招くなど、民間会員の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当し非公開が相当である。

- (オ) 平成23年度および22年度議案書「参考資料」の「2」および「3」，平成21年度議案書「目次」の「6」，「7」および「8」，平成20年度議案書の「資料」の「④」，平成19年度議案書「総会次第」の「5」および「資料」の「④」，平成18年度議案書の「資料」の「④」のそれぞれに記載された事項

非公開とした部分は、協議会の内部で取り決めた規約や地下水利用の基準である。

これらは協議会の運営方針，経理および事業活動などに関する情報であり、地下水の適正な利用に関し協議会の内部で取り決めた約束事項であり、これらの情報を公にすると、協議会や民間会員の自主的な運営に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第2号に該当し、非公開が相当である。

- (カ) 平成23年度議案書「参考資料」の「4」，平成22年度議案書「議案」の「5」および「6」，平成22年度議案書「参考資料」の「4」，平成

21年度議案書「目次」の「9」、平成20年度議案書「目次」の「5」および「6」、資料の「③」、平成19年度議案書「資料」の「③」、平成18年度議案書「総会次第」の「5」および「6」のそれぞれに記載された事項

非公開とした部分は、協議会の役員や委員の改選、選任、委員長の指名に関し、名簿に記載された民間会員名である。

協議会の役員や委員等が誰であるかは、その会員相互の取り決めにより決定される事柄であり、会員共有の内部情報であり、一般には、第三者までに公表することを想定していないし、協議会の意思と無関係に公にすれば、自主的な運営に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第2号に該当し、非公開が相当である。

(㌸) 平成23年度「資料」の「目次」、P1～4、7、12、14、16、18、20、22、24、26、～31、平成22年度「資料」の「目次」、P1～4、7、12、14、16、18、20、22、24、26、～31、平成21年度「資料」の「目次」、P1～4、7、12、14、16、18、20、22、24、26、～31、平成20年度「資料」の「①」および「②」、平成19年度「資料」の「①」および「②」、平成18年度「資料」の「①」および「②」、平成17年度「各種資料の送付について」（平成17年10月26日付）の「2」、「3」および「4」のそれぞれに記載された事項

非公開とした部分は、協議会が実施した地下水の取水や水位に関する調査結果のデータや地下水利用団体に関する説明資料である。

これらは、協議会が実施した調査の結果として得られた地下水位等に関する情報であり、会員共有の内部情報であるので、これらの情報の公開は協議会が自ら選択できるものであり、協議会の意思と無関係に公にすれば、自主的な運営に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第2号に該当し、非公開が相当である。

5 審査会の判断（却下相当部分の内容を除く。）

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

協議会は、香川中央地域（高松市，丸亀市，坂出市，善通寺市，宇多津町および多度津町）における地下水源の保全，涵養および地下水の適正かつ合理的な利用を推進することを目的に昭和57年に設立され，国，県，市町および民間会員で構成され，会長は香川県知事である。

協議会の主な事業活動は，地域の地下水対策に必要な調査の実施や，地下水利用の適正化を推進するために，既設井戸，新設井戸の届出の受理，審査，指導を行っており，事務局を香川県政策部水資源対策課に置き，民間会員からの会費や県，市，町の負担金等により運営されている。

なお，協議会は，公共の利益を目的とした団体であることや，収入の大部分が自治体会員からの負担金であることなどから，公益性を有する団体であると考えられるので，これらの要素も考慮し判断することとした。

本件対象文書は，年に1回開催される協議会総会において出席者に配布された議案書およびその資料である。

なお，対象行政文書および実施機関が非公開とした情報は別表のとおりである。

以下，非公開とした部分について検討する。

(1) 別表「1目次，議事次第」および「2事業報告書(1)」

実施機関が非公開とした情報は，議案書に記載された議事の議題名や添付文書の題名であり，これらが公になってもその内容まで公開したことにはならず，協議会の権利利益を侵害するとまではいえないので，公開すべきである。

(2) 別表「2事業報告書(2)」

実施機関が非公開とした情報は，協議会が実施した水質および水位測定検査の箇所数であるが，具体的な調査箇所や調査結果までが明らかになるものでもなく，協議会の権利利益を侵害するとまではいえないので，公開すべきである。

(3) 別表「2事業報告書(4)」

実施機関が非公開とした情報は，協議会の会員である自治体が取水に関して協議会に提出したさく井の届出の年月日，さく井工事の位置，井戸の深度，口径および揚水量であるが，これら自治体の実施するさく井工事は予算執行を伴うこ

とから、行政の透明化や説明責任の観点から、公開すべきである。

(4) 別表「2 事業報告書(6)」

実施機関が非公開とした情報は、全国地下水利用対策団体連合会（以下「連合会」という。）の定期総会に関する情報であるが、連合会のホームページには総会の開催案内が掲示されており、総会の開催に関する情報はすでに公にされた情報といえるので、公開すべきである。

(5) 別表「2 事業報告書(3), (5)」

実施機関が非公開とした情報は、民間会員が取水に関して協議会に提出したさく井届出の年月日、さく井工事の位置、井戸の深度、口径、揚水量、および協議会を脱会または入会した民間会員名が記載されているが、民間会員が協議会の会員であるということは経営方針を示す内部管理情報に当たるため、民間会員の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるので、条例第7条第2号に該当し、非公開が相当である。

(6) 別表「3 収支決算書」

実施機関が非公開とした情報は、予算額、決算額などの収支決算に関する情報であり、協議会の収支の状況を明確に把握することができることから、公開することが予定されていない内部管理情報に当たり、公にすることにより、協議会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるので、条例第7条第2号に該当し、非公開が相当である。

(7) 別表「4 監査報告(1), (4)」

実施機関が非公開とした情報は、適正な財務処理が行われているとの監査の結果、監査年月日および監査を担当した自治体名であるが、これらを公にしても、協議会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまではいえないので、公開すべきである。

(8) 別表「4 監査報告(2), (3)」

実施機関が非公開とした情報は、協議会の監事2名が氏名を自署した箇所、および監事が所属する民間会員名である。

監事2名が自署した箇所については、これを公にすると個人の筆跡が明らかになり、偽造等により個人の権利利益を害するおそれがあるので、条例第7条第

1号に該当し、非公開が相当である。

また、監事が所属する民間会員名については、これを公にすることにより、今後の適正な監査に支障を来たすなど、協議会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号に該当するので、非公開が相当である。

(9) 別表「5事業計画書(案)」

実施機関が非公開とした情報は、当該年度において協議会が実施する地下水利用に関する事務の内容、水位等の調査の目的、内容、および連合会が実施する定期総会の開催場所であるが、連合会は各地域にある地下水利用対策協議会を会員とした団体であり、連合会のホームページでは地下水利用の適正化推進事業や地下水調査研究の内容、毎年1回開催される定期総会の案内などが公開されており、協議会が実施する事業計画の内容が公にされていることから、公開すべきである。

(10) 別表「6収支予算書(案)」

実施機関が非公開とした情報は、各年度の予算額、決算額などの収支決算に関する情報であり協議会の収支の状況を明確に把握することができることから、公開することが予定されていない内部管理情報に当たり、公にすることにより、協議会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるので、条例第7条第2号に該当し、非公開が相当である。

(11) 別表「7会費及び負担金割当方法(1)」

実施機関が非公開とした情報は、民間会員の会費の負担に関する基準であり、これらは公開が予定されていない協議会の内部管理情報であることから、公開することについて会員の合意形成が得られていない現状においては、これらを公にすると、協議会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号に該当するので、非公開が相当である。

(12) 別表「7会費及び負担金割当方法(2)」

実施機関が非公開とした情報は、協議会の会員のうち自治体の会費の負担に関する基準であり、当該自治体の予算執行の透明化の観点からも公開すべきである。

(13) 別表「8 協議会規約」，「9 委員会規程」および「10 地下水取水基準」

実施機関が非公開とした情報は協議会の規約類であり，協議会の運営方針，経理および事業活動などの内部管理に関する情報であり，誰に公開するかは協議会が決定すべきものであるが，公開することについて会員の合意形成が得られていない現状においては，これらを公にすると，協議会の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり，条例第7条第2号に該当するので，非公開が相当である。

(14) 別表「11 協議会会員の選出」

実施機関が非公開とした情報は，協議会の高松地区および中讃地区への役員（副会長，監事）の割当人数であり，この情報を公にしても協議会の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまではいえないので，公開すべきである。

(15) 別表「12 会員名簿(1)」

実施機関が非公開とした情報は，民間会員名，所在地，電話番号，代表者氏名であり，民間会員にとって協議会の会員であることは経営方針を示す内部管理情報に当たり，これらを公にすると，民間会員の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり，条例第7条第2号に該当するので，非公開が相当である。

(16) 別表「12 会員名簿(2)」

実施機関が非公開とした情報は，民間会員の事務取扱担当者の氏名であり，これらの氏名は職業に関する個人情報に当たるため，条例第7条第1号に該当するので，非公開が相当である。

(17) 別表「13 地区委員会の選任及び委員長の指名」

実施機関が非公開とした情報は，協議会の高松地区および中讃地区それぞれの総会選任委員の割当人数であるが，これらを公にしても，協議会の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまではいえず，公開すべきである。

(18) 別表「14 役員及び地区委員会委員名簿(1)」

実施機関が非公開とした情報は，民間会員名，代表者および従業員の氏名で

あり、民間会員にとって協議会の会員であることは経営方針を示す内部管理情報に当たるため、これらを公にすると、協議会および民間会員の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号に該当するので、非公開が相当である。

また、民間会員の従業員の氏名は職業に関する個人情報に当たり、条例第7条第1号に該当するので、非公開が相当である。

(19) 別表「14 役員及び地区委員会委員名簿(2)」

実施機関が非公開とした情報は、協議会の会員である自治体名、担当職員の氏名、職名であるが、これらは公務員の職務の遂行に関する情報に当るので、公開すべきである。

(20) 別表「15 資料(1)」

実施機関が非公開とした情報は、協議会の会員数の推移を年度毎にグラフにしたもので、これらを公にしても、協議会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまではいえず、公開すべきである。

(21) 別表「15 資料(5)」

実施機関が非公開とした「地下水憲章」は、連合会が活動の基本的な方針や目的を「地下水憲章」として定めたものであり、ホームページで公開されている「日本地下水学会倫理綱領」に引用されるなど、すでに公にされている情報であり、公開すべきである。

(22) 別表「15 資料(6)」

実施機関が非公開とした情報は、全国に存在する地下水対策協議会の名称と事務局の所在地を一覧表にしたものである。これらは、各地域の地下水利用の実情に合わせ、それぞれの地域において地下水の保全、かん養など、公共の利益を目的として活動している団体であり、これらの存在は広く周知すべきであり、公開すべきである。

(23) 別表「15 資料(2)～(4)」

実施機関が非公開とした情報は、協議会の会員から集められた会費で行われた各種の調査結果のデータをグラフにしたものであり、公にすることにより、会員以外の第三者が利益を享受することとなるため、協議会および民間会員の権利、

その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号に該当するので、非公開が相当である。

(24) 別表「16 役員の変更について」

実施機関が非公開とした情報は、協議会の役員（会長、副会長、監事）の変更者数であり、これらを公にしても、協議会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまではいえないので、公開すべきである。

(25) 別表「17 総会選任委員候補者名簿（案）」

実施機関が非公開とした情報は、民間会員の名称および代表者の氏名であり、民間会員にとって協議会の会員であることは経営方針を示す内部管理情報に当たるため、これらを公にすると、民間会員の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号に該当するので、非公開が相当である。

(26) 別表「18 揚水施設（井戸）の届出」、「19 地下水の保全及び利用対策に係る届出の手引き」および「20 香川県の環境の現状(抜粋版)」

実施機関が非公開とした情報は、香川県生活環境の保全に関する条例の改正に伴い新たに必要となった井戸の届出について、広く県民に周知するために県が作成したホームページの写し、井戸の届出に関する届出書の様式や記載例を掲載するなど県民に手続をわかりやすく説明するために作成された手引き、地盤沈下対策の現状や問題点が記載された香川県環境審議会の資料、および香川県生活環境の保全に関する条例案の検討資料の抜粋である。これらは県が所管する事務事業に関する情報なので、広く県民に周知すべきものであり、また県のホームページですでに公開されている情報であるので、公開すべきである。

(27) 別表「21 各種資料の送付について(1)」

実施機関が非公開とした情報は、協議会事務局が各種資料を会員に送付したときの添書に記載された文書名であるが、これらが公になっても、その内容まで公開されたことにはならないので、協議会の権利利益を侵害するとまではいえず、公開すべきである。

(28) 別表「21 各種資料の送付について(2)」

実施機関が非公開とした情報は、協議会事務局が各種資料を会員に送付したときの添書に記載された協議会事務局の担当者氏名およびメールアドレスである

が、これらの担当者は香川県環境森林部に属する職員であり、公務員の職務に関する情報に当たるので、公開すべきである。

(29) 別表「22 文書中のメモ書き(1)」

実施機関が非公開とした情報は、協議会総会の司会や挨拶を行った県や国の職員の所属、職、氏名であり、公務員の職務の遂行に関する情報に当たるので、公開すべきである。

(30) 別表「22 文書中のメモ書き(2), (3)」

実施機関が非公開とした情報は、協議会総会の挨拶を行った民間会員名および従業員の氏名をメモ書きしたもので、これらは職業に関する個人情報に当たり、条例第7条第1号に該当するので、非公開が相当である。

(31) 別表「22 文書中のメモ書き(4)」

実施機関が非公開とした情報は、協議会総会での調査・視察への意見・感想をメモ書きしたもので、協議会総会の参加者の個人的な意見・感想であり個人も特定できないことから、これらが公になっても協議会の権利利益を害するおそれがあるとまではいえず、公開すべきである。

(32) 行政文書不存在の当否について

本件公開請求のうち、「1年前の第28回協議会における会の情報全てを包括的に外部秘とする決議文」については、協議会の会合において、本件請求に係る決議が行われた事実は確認できず、また実施機関は協議会から該当する文書を受領していないことから、行政文書不存在とした決定には不合理な点はない。

また、「協議会総会の議案書等のうち平成16年度（第22回）以前のもの」についても、対象となる行政文書は廃棄済みであり保有していないとの実施機関の主張は信用できるので、当該決定のとおり非公開が相当である。

よって、当審査会は、「1審査会の結論」のとおり判断する。

なお、当審査会としては、協議会は公共の利益を目的とした団体であると判断できることから、個人情報を除き本件で非公開とした情報については積極的に公開することが望ましいと認識しており、今後、実施機関または協議会自らが条例の趣旨に則り、情報公開の推進の観点から積極的に公開することを願うところである。

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年11月14日 (高水浄水第121号)	諮問書受理
平成23年12月28日	実施機関からの一部公開，非公開理由書を受理
平成24年2月8日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成24年4月18日	争点の審査
平成24年6月5日	争点の審査
平成24年7月20日	争点の審査
平成24年8月29日	答申案の審査
平成24年9月27日	答申

別表

[請求内容] 2-(1)-イ

[対象行政文書] 平成17年度(第23回)以後の香川中央地域地下水利用対策協議会議案書および資料

[一部公開の部分]

文書名, 項目	実施機関が非公開とした情報
1 目次, 議事次第	(1)「参考資料」に記載された表題 (2)「議案」の案件の名称 (3)「その他」に記載された総会での周知事項
2 事業報告書	(1)前年度の総会における議事の題名 (2)地下水水質検査, 水位測定調査を実施した箇所数 (3)当該年度の取水に関する届出内容, 民間会員名 (4)当該年度の取水に関する届出内容, 自治体名 (5)「会員の退会, 入会」に記載された民間会員名 (6)連合会総会への出席者数, 定期総会開催日時, 場所, 議題名
3 収支決算書	(1)収入総額, 繰越金の額 (2)県市の負担金を除く収入科目名, 予算額, 決算額, 増減額 (3)支出科目名, 予算額, 決算額, 増減額
4 監査報告	(1)決算の監査結果, 監査年月日 (2)監事2名の署名 (3)監事のうち民間会員に所属する監事の氏名, 会員の名称 (4)監事のうち自治体名および職員氏名
5 事業計画書(案)	(1)地下水利用に関する事務の内容 (2)当該年度で実施する調査の目的および調査事項 (3)当該年度の活動内容 (4)連合会定期総会の開催場所
6 収支予算書(案)	(1)収入科目名, 予算額, 決算額, 予算決算の増減額 (2)支出科目名, 予算額, 決算額, 予算決算の増減額
7 会費及び負担金割当方法	(1)会員のうち民間会員の会費, 負担金の算定基準 (2)会員のうち国および自治体の会費, 負担金の算定基準
8 協議会規約	協議会の内部規約
9 委員会規程	協議会委員会に関する内部規程
10 地下水取水基準	地下水の取水に関する協議会内部の基準
11 協議会会員の選出	役員(副会長, 幹事)の割り当て方法

文書名，項目	実施機関が非公開とした情報
12 会員名簿	(1)民間会員名，所在地，電話番号，代表者氏名 (2)民間会員の事務取扱担当者氏名
13 地区委員会の選任及び委員長の指名	地区委員会ごとの選任委員の人数
14 役員及び地区委員会委員名簿	(1)副会長，幹事，地区委員会の委員である民間会員名，代表者および従業員の氏名 (2)副会長，幹事，地区委員会の委員である自治体名，担当者の職名，職員氏名
15 資料	(1)協議会会員数の年度ごとの推移グラフ (2)高松地区，中讃地区の水質検査調査の実施場所，調査データ，グラフ (3)「高松平野地域」を除く地下水位観測結果のグラフ (4)地下水観測井経旬水位変動グラフ（8小中学校） (5)地下水憲章 (6)全国地下水利用対策協議会一覧
16 役員の改選について	役員（会長，副会長，監事）の改選者数
17 総会選任委員候補者名簿（案）	民間会員名，代表者氏名
18 揚水施設（井戸）の届出	届出に関する説明書
19 地下水の保全及び利用対策に係る届出の手引き	届出の手続きに関する手引き
20 香川県の環境の現状（抜粋版）	香川県の地盤沈下対策に関する問題点，現行制度，規制の状況に関する解説
21 各種資料の送付について	(1)送付資料の文書名 (2)協議会事務局担当者氏名，メールアドレス
22 文書中のメモ書き	(1)自治体職員の氏名 (2)民間会員名 (3)民間会員の従業員の氏名 (4)協議会参加者の意見，感想